

工学院大学学生自治会会則

第1章 総則

第1条 本会は**工学院大学学生自治会**と称し、本部を本学構内に置く。

第2条 本会は学園の自由、学問の自由に基づき、学生の自治活動により学生の福祉と学園生活全般の充実、向上を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的達成のために必要な活動を行う。

第4条 本会は**工学院大学学生**全員をもって構成する。

第5条 本会はその運営のために学生総会、自治委員会、常任委員会、学科連合委員会、文化会、体育会、学園祭実行委員会、新聞会、エコ推進委員会、会計監査委員会を置く。

第2章 学生総会

第6条 学生総会(以下総会と称する)は本会の最高議決機関とし、本会員全員をもって構成する。

第7条 総会は年1回定例総会を開催し、自治委員長がこれを招集する。但し全会員の十分の一以上の署名による要求がなされた時、または自治委員会及び常任委員会が必要と認めるときは20日以内に臨時学生総会を開催しなければならない。

第8条 総会は本会全員の八分の一の出席、もしくは委任状を持って成立する。不成立の場合は4週間以内に再招集しなければならない。

第9条 総会の議長団及び書記団は自治委員長がこれを推薦し、出席者の承認を得て、これを任命する。

第10条 議会の議事は出席者の過半数を持って決議し、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。但し会則改定の場合には、出席者三分の二以上の承認を必要とする。

第11条 総会において次の事項を審議、決議する。[1] 予算の決定 [2] 決算の承認 [3] 会則の改定 [4] 自治委員長及び常任委員会で提案した事項 [5] 会員の十分の一以上の署名のうえ提案された事項

第12条 総会の開催にあたって、自治委員長は議事内容、日時、場所を1週間前までに告示しなければならない。但し緊急の場合にはこの限りではない。

第3章 自治委員会

第13条 自治委員会は審議、決議機関である。

第14条 自治委員会は、正副自治委員長及び、文化会、体育会、新聞会、学科連合委員会、学園祭実行委員会、エコ推進委員会の各委員長によって構成する。

第15条 自治委員の任期は12月1日より翌年11月末日までとする。但し委員の辞任の場合、その後任者は前任者の残余期間とする。新自治委員の選出は11月までに行う。

第16条 正、副の自治委員長、自治会会計局長各1名は本会の直接選挙で選出する。但し、任期は12月1日より翌年の11月末日までの一ヵ年とする。また辞任の場合その後任者は前任者の残余期間とする。

第17条 自治委員長は、本会を代表し会務を統括する。副委員長は委員長の補佐をする。委員長に事故ある時またはその他の理由から、その職務に支障をきたす場合は代理を立て再選挙にて全会員にこれを問う。

第18条 自治委員長は、月1回定例会を開催し、委員長はこれを招集する。また学科連合委員会、文化会、体育会、新聞会、学園祭実行委員会、エコ推進委員会いずれかの要請があったとき、または常任委員会が必要と認めるとき、及び自治委員の四分の一の要請があるとき委員長はこれを招集しなければならない。

第19条 自治委員会は全自治委員会の代表者の三分の二が出席しなければ議決することはできない。自治委員会の議事は出席者の過半数でこれを決める。

第20条 自治委員会は次の事項を審議、議決する。細則の決定、部活の承認、特別委員会の設置、予算案の作成、予算及び活動方針の審議、自治委員会、常任委員会、学科連合委員会、体育会、文化会、新聞会、学園祭実行委員会、エコ推進委員会より提出された案件、その他の審議。

第21条 自治委員会は自治会役員選挙管理委員会をつくる。但し選挙管理委員会は自治委員2名とその他本会4名で構成する。

第22条 自治委員会は必要に応じて特別委員会をつくることができる。但しその委員長は自治委員会で互選し、委員は本会より公募する。

第23条 自治委員会は11月中に解散する。新自治委員会は選出後20日以内に新自治委員長によって開催されなければならない。但し自治委員会は新自治委員会が構成されるまで引き続き職務を行う。

第24条 自治委員は選出母体の決議があるとき、また、自治委員自ら辞職希望し選出母体で認められたとき辞職する。

第4章 常任委員会

第25条 常任委員会は本会の執行機関であると共に学生団体の統括及び補助を行う。

第26条 正副自治委員長は正副常任委員長を兼務する。また自治委員会会計局長は常任委員会会計局長を兼務する。

第27条 常任委員は本会会員より公募し選出されたものによって構成される。

第28条 常任委員会は次の会務を行う。総会及び自治委員会の議決事項の執行、自治委員会に提出する議案の審議及び会務一般、総会及び自治委員会への報告、特別委員会への指導及び補助、その他必要な事項。

第29条 常任委員会は書記、会計、広報、渉外、企画、などの必要な局をおくことができる。

第30条 常任委員会は下部に公認サークル会を置く。公認サークル会規約は、別に定める。

第5章 学科連合委員会

第31条 学科連合委員会は各学科間の連絡、協議機関である。

第32条 学科連合委員は本会会員より公募し、選出されたものによって構成する。

第33条 学科連合委員会は学科連合委員長を互選し会を代表する。

第34条 学科連合委員会は原則として月1回の定例会を開催し、委員長はこれを招集する。

第35条 学科連合委員会規約は、別に定める。

第6章 文化会・体育会

第36条 文化会及び体育会は各所属部活の統合機関である。

第37条 文化会及び体育会は会長、副会長各1名を置く。会長はそれぞれの会を代表する。

第38条 文化会及び体育会規約は、別に定める。

第7章 学園祭実行委員会

第39条 学園祭実行委員会は学園祭の企画、運営、活動を通じ本会の目的を行う。

第40条 学園祭実行委員会は本会会員より公募し、選出された者によりこれを構成する。

第41条 学園祭実行委員会は学園祭実行委員長、副委員長を互選し、委員長は会を代表する。

第42条 学園祭実行委員会規約は、別に定める。

第8章 新聞会

第43条 新聞会は新聞発行、編集活動を通じ本会の目的を行う。

第44条 新聞会は会長1名を置く。会長は会を代表する。

第45条 新聞会規約は、別に定める。

第9章 エコ推進委員会

第46条 エコ推進委員会は会員に環境意識の向上を促す場を提供することで本会の目的を行う。

第47条 エコ推進委員会は本会会員より公募し、選出された者によりこれを構成する。

第48条 エコ推進委員会はエコ推進委員長、副委員長を互選し、委員長は会を代表する。

第49条 エコ推進委員会規約は、別に定める。

第10章 会計監査委員会

第50条 会計監査委員会は本会財務の会計監査を行う。

第51条 正副会計監査委員長各1名は本会会員の直接選挙により選出する。

第52条 自治委員会は自治委員を除く本会より4の会計監査委員を任命できる。会計監査委員の任期は4月1日より翌年3月末日までとする。

第53条 会計監査委員会は定例総会に対して会計監査報告をしなければならない。

第54条 会計監査規約は、別に定める。

第11章 財務

第55条 本会の経費は会費をもってこれにあてる。但し、会費は一ヵ年7500円、入会金を1000円とする。

第56条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月末日までとする。

第57条 本会の予算の残余金は次年度に繰り越す。

第58条 自治委員会は定例総会に対し会計報告をしなければならない。

第12章 附則

第59条 本会運営その他の詳細に関しては、本会則に従い自治委員会において別に定める規定による。

第60条 本会の各会合における議事進行の詳細は慣例に従う。

第61条 本会における選挙は原則として立候補、無記名投票、単純多数決制をもって行う。

第62条 本会則の改正は自治委員の三分の二の賛同によって自治委員会が総会に発議し、出席者の三分の二以上の賛同によってなされる。

第63条 本会会則につき異論が出た場合は自治委員においてこれを決定する。

第64条 **本会則は2019年6月7日より効力を発する。**